

会計年度任用職員(パートタイム 人権推進課相談員)募集概要

甲賀市では、下記のとおり職員の雇用を予定しています。

注意事項を確認のうえ、希望される場合は申し込みを行ってください。

■業務概要

職種	人権推進課相談員
業務内容	男女の悩みごと相談窓口の開設に伴う相談業務 DVや夫婦・家庭間等人間関係、その他生活関連問題など、市民が抱えるさまざまな問題に対する相談に応じるとともに必要な情報を提供し、相談者が自ら考え、自ら行動することができるように助言や支援を行う。
必要資格や経験等	・相談業務に関して専門的知識を有し実務経験のある方、または同等と認められる方 ・相談員の職務を行うにあたり熱意と識見を有する方 ・相談員の資質向上のため、実務経験等にかかわらず、滋賀県が実施するDV相談員専門研修、相談員連絡会議等に参加できる方 ・普通自動車免許（AT限定可）を取得されている方 ・パソコン等（ワード、エクセルほか）の基本操作のできる方
賃金/報酬	144,768円（地域手当含む）（給与改定等による金額変更の可能性あり）
手当	通勤手当、地域手当、期末勤勉手当
支払日	当月分を21日支払い
勤務場所	甲賀市役所 人権推進課
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 （勤務評価等により、再度任用する場合があります。（最大2回まで））
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）
勤務日	毎週月・水・金曜日（週3日勤務）
休日	火・木・土・日曜日、祝日法による祝日、年末年始
年次有給休暇	11日（雇用時から）
保険など	社会保険加入：有（健康保険は共済） 雇用保険加入：有
災害補償	公務災害

■選考など

募集期間	令和8年1月23日～令和8年2月2日 受付は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
募集人数	1人
面接	令和8年2月3日 甲賀市役所 1階 相談室1-6（時間は申込時に指定）
申し込み方法 （どちらか）	・甲賀公共職業安定所から申し込み ・甲賀市役所人権推進課（電話69-2148）の窓口または電話で申し込み

■注意事項

- ・ 性別、年齢は問いません。
- ・ 甲賀市役所が出している、同じ雇用期間で、勤務時間が重なる求人には重複して申込できません。
(重複申込は、面接結果の合否待ちの期間を含みます。)
- ・ フルタイム勤務(週 38 時間 45 分勤務)の場合は、許可なく兼業することはできません。(兼業:本業務以外に報酬等を得て他の仕事に従事すること)

■欠格事項

次のいずれかに該当する方は応募できません。(地方公務員法第 16 条関係)

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 甲賀市役所において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者